

令和7年度

償却資産（固定資産税） 申告の手引き

申告期日は

令和7年1月31日（金）です。

期日間近は窓口が込み合いますので、
できるだけ1月15日（水）までに
お願ひいたします。

■ 提出・お問い合わせ先 ■

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 税務課 資産税係

TEL : 0745-62-3001 内線 543／544
0745-44-3193（直通）



御所市イメージキャラクター

ゴセンちゃん

平素は、当市税務行政に格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほか、事業の用に供することができる償却資産（構築物、機械装置、工具、器具、備品など）に対しても課税されます。この償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における資産の所有状況を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない、と地方税法第383条に義務づけられています。この申告の手引きを参照し、償却資産申告書の提出をお願いいたします。

【 目 次 】

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| 1. 償却資産の申告について … P 1 | 5. 償却資産申告書の記入方法 … P 8 |
| 2. 償却資産とは … P 2 | 6. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法 … P 9 |
| 3. 償却資産の評価と課税 … P 5 | 7. 種類別明細書（減少資産用）の記入方法 … P 10 |
| 4. 課税標準の特例について … P 7 | |

1. 償却資産の申告について

申告していただく方

法人や個人で、1月1日現在、御所市内に償却資産（次頁を参照）を所有されている方は、資産の増減の有無にかかわらず、所有状況を申告して頂く必要があります。例えば、工場や商店、アパート・社宅、駐車場、事務所、太陽光発電設備などを所有している方が該当します。申告の対象となる償却資産を所有していない場合や事業所の移転、廃業などがあった場合でも、その旨を償却資産申告書の備考欄に記入して申告してください。

提出していただく書類

- ・ 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」 （P 8 参照）
- ・ 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」 （P 9 参照）
- ・ 減少資産がある場合 「種類別明細書（減少資産用）」 （P 10 参照）
- ・ 個人の場合「本人確認資料の写し」
　　マイナンバーカード もしくは、
　　マイナンバー通知カードまたは住民票（マイナンバー記載）と、運転免許証など

※ 郵送提出で、受付印押印済みの申告書の控えの返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒の同封をお願いいたします。

～ エルタックスご利用のご案内 ～

御所市では、「eLTAX」（エルタックス）を利用して市税の電子申告の受付を行っています。

eLTAXをご利用にあたっての詳細は、地方税ポータルシステム「eLTAX」のホームページ
(<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

お電話でのお問い合わせは、eLTAX ヘルプデスク
9:00～17:00（土・日・祝日及び年末年始 12/29～1/3 は除く）
☎0570-029410

2. 債却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または経費に算入されるものをいいます。

申告が必要な資産（申告漏れに注意してください）

次に掲げる償却資産も、事業のために使用することができる状態であれば、申告が必要です。

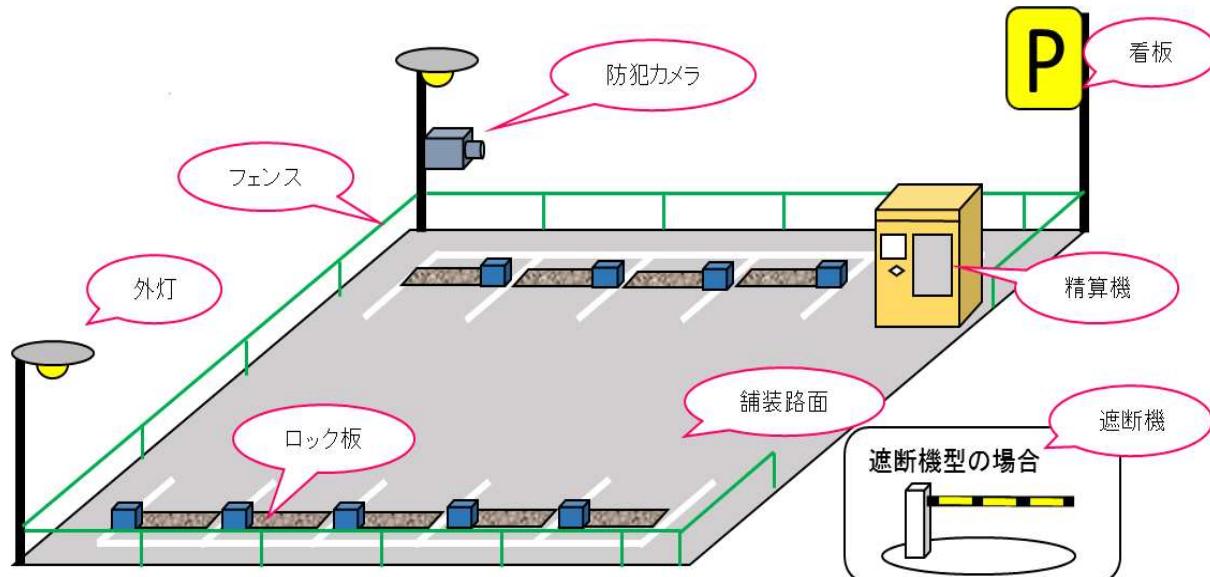
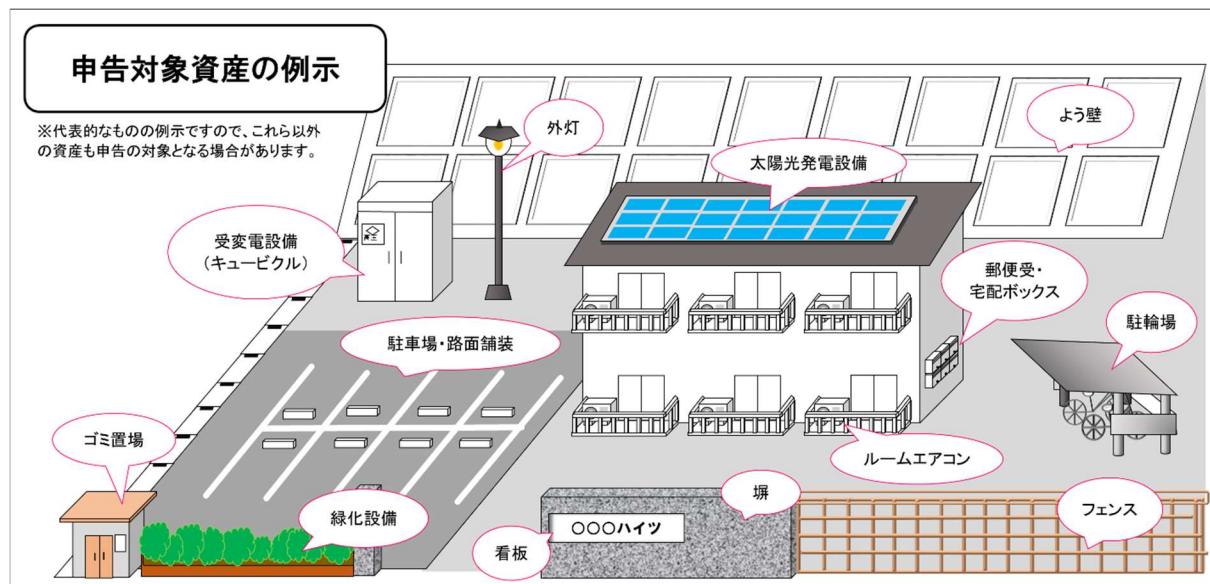
決算期以後 1月 1日までに取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上していない資産	
償却済資産	耐用年数が経過し、減価償却が終了している資産
少額減価償却資産	取得価額が20万円未満であっても、個別償却している資産
即時償却資産	租税特別措置法の規定を適用して即時償却している資産
減価償却を行っていない資産	赤字決算、配当政策などのため、減価償却できるのに税務会計上減価償却を行っていない資産
資本的支出	改良費のうち、資本的支出として計上している資産 (本体と区別して新たな資産の取得とみなして取り扱います。)
割賦購入資産	割賦金の完済していないものでも、既に事業の用に供している資産 (売主が所有権を留保している場合でも、買主が申告してください。)
貸付資産	資産の所有者が、他の事業者に貸し付けている資産 (貸付を業としている場合は、事業用・非事業用にかかわらず申告対象)
簿外資産	帳簿には記載されていないが、事業の用に供することができる資産
遊休・未稼働資産	現在稼働していないが、いつでも稼働できる状態にある資産
福利厚生の用に供する資産	社宅の構築物や器具・備品など、間接的に事業の用に供されている資産

申告の必要がない資産

少額資産	耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、一時に損金または必要な経費に算入された資産 (固定資産として計上していないもの)
一括償却資産	取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行っているもの
自動車	普通自動車・軽自動車・小型特殊自動車などの自動車税や軽自動車税の課税対象となっているもの
無形固定資産	特許権、実用新案権、ソフトウェアなどの無形固定資産
繰延資産	開業費、開発費など
書画・骨董	書画、古美術品などの時の経過により価値の減少しないもの (複製品や単に装飾目的にのみ使用されているものは申告対象)
生物	牛、馬、豚、鶏、植物など (貸植木など、鑑賞用や興行用は申告対象)

償却資産の種類と例示について

資産の種類		資産の例示
1	構築物	家屋に含まれない建物附属設備、門、フェンス、庭園、広告塔、舗装路面コンクリート、アスファルト、自転車置場、テント倉庫 など
2	機械及び装置	製造・加工・修理等の各種産業用機械、太陽光発電設備、ブルドーザー・パワーショベルなどの自走式作業用機械設備 など (ナンバープレートの分類番号が「0、00~09、000~099」)
3	船舶	漁船、ボート、ヨット など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車両及び運搬具	自転車、リヤカー、フォークリフトなどの大型特殊自動車 など (ナンバープレートの分類番号が「9、90~99、900~999」)
6	工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、電話、机、椅子、テレビ、ルームエアコン、陳列ケース、レジスター、冷凍・冷蔵庫、自動販売機、医療用機器、歯科診療用ユニット、金型・工具 など



業種別の申告対象資産の例示

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、太陽光発電、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけなど
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品など
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備など
製パン業、製菓業	窯、オープン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機など
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いすなど
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線など
工場	施盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
バー、喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備など
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装など
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機など
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピーなど
木工業	帶鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤、フォークリフトなど
鉄工業	施盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダーなど
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラーなど
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機など
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備など
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備など
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備など
農業	ビニールハウス、農耕用車輌（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具など

※ただし、家屋として評価されているものや申告の必要がない資産（P 2参照）は除く。

3. 債却資産の評価と課税

債却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

■前年中に取得された債却資産

$$\text{決定価格 (評価額)} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率 (A)}$$

■前年前に取得された債却資産

$$\text{決定価格 (評価額)} = \text{前年度の決定価格 (評価額)} \times \text{減価残存率 (B)}$$

取得価額……原則として国税の取り扱いと同様です。

当該債却資産を取得するために要した金額を言います。

(通常必要な購入手数料、荷役費、関税、その他当該債却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。)

減価残存率……次ページの減価残存率表に掲げる、耐用年数に応じた(A)欄及び(B)欄を参照してください。

注) 取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

課税標準額及び税額

資産一品ごとに算定した評価額の合計を「課税標準額」として、次の算式により固定資産税額を計算します。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じたものが課税標準額になります。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4%)}$$

免税点

課税標準額が150万円未満である場合は、固定資産税(債却資産)は課税されません。
ただし、申告は必要です。

減 値 残 存 率 表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中(A) 取得のもの	前年前(B) 取得のもの		前年中(A) 取得のもの	前年前(B) 取得のもの		前年中(A) 取得のもの	前年前(B) 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.976
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

4. 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び本法附則第15条などの規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、所管する主務官庁等の証明書または届出書の写し、カタログ、精密検査証明書など、証明となる書類を必ず添付してください。

特例適用資産（一部抜粋）

適用条項		対象施設・設備	特例率
地方税法附則第15条	第1号	「水質汚濁防止法」等に規定する施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液処理施設	1/3
	第2号	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定するごみ処理施設	1/2
	第3号	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する一般廃棄物の最終処分場	2/3
第25項		再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新規取得された太陽光発電設備等	2/3等

< 中小事業者等が認定先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置等 >

特例対象設備 中小事業者等が平成30年6月6日から令和5年3月31日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する機械及び装置など。

申告に必要な添付書類（写しを添付してください）

先端設備等導入計画に係る認定申請書

先端設備等導入計画に係る認定書

生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

特例期間 対象資産を取得後、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分

特例率 0

令和5年度税制改正により、令和5年4月1日以降に取得される設備については、新たな税制特例措置が適用されます。

特例対象設備 中小事業者等が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する機械及び装置など。

申告に必要な添付書類（写しを添付してください）

先端設備等導入計画に係る認定申請書

先端設備等導入計画に係る認定書

投資計画に関する確認書

従業員に賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ方針を表明する場合）

特例期間 対象資産を取得後、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分

特例率 1／2※

※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合

令和6年3月末までに取得・・・5年間1／3に軽減

令和7年3月末までに取得・・・4年間1／3に軽減

5. 債却資産申告書の記入方法

受付印	年月日 御所市長殿		年度	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		※所有者コード
所 有 者 者	(ふりがな) ① 住 所 御所市1番地の3 (又は納稅通知書送付先)		3 個人番号又は ⁽³⁾ 法人番号 4 事業種目 (資本等の金額) ④ 5 事業開始 年月 昭和33年 3月		8 短縮耐用年数の承認 有・無 9 増加償却の届出 有・無 10 非課税該当資産 有・無 11 課税標準の特例 有・無 12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 4 青色申告 有・無	
	(ふりがな) ② 氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) 御所市株式会社 代表取締役 御所 太郎 (屋号)		6 この申告に応 する者の係及び 氏名 (電話 62-3001)		7 税理士等の 氏名 (電話 62-3009)	
資産の種類	取 得 価 額					
	前年に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)	
	1 構築物		2,500,000		1,500,000	
	2 機械 及び装置		38,000,000		3,000,000	
	3 船舶					
	4 航空機				⑥	
	5 車両及び 運搬具				3,000,000	
	6 工具、器具 及び備品		2,000,000		100,200	
7 合計		42,500,000		2,100,200		
資産の種類						
1 構築物		評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)		
2 機械 及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び 運搬具						
6 工具、器具 及び備品						
7 合計						
この欄は記入する必要ありません。 (電算処理で全資産申告される方を除く)						
5 市(区) ⑧ ① 御所市1番地の3 町村内に ② おける事業 所等資産の ③ 所在地 ④						
16 借用資産 貸主の名称等 ⑨ ① 御所市1番地の12 御所リース株式会社 (有・無)						
17 事業所用家屋の 所有区分 ① 自己所有 ② 借家						
8 備考 (添付書類等) ⑩						

記 入 の 仕 方

- ① 住所（又は納稅通知書送付先）を記入してください。
- ② 氏名を記入してください。法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。押印不要。
- ③ マイナンバー（個人番号）12桁または法人番号13桁を記入してください。
- ④ 事業を開始した年月・内容を記入してください。
- ⑤ この申告に関して応答する者、税理士等の氏名と電話番号を記入してください。
- ⑥ (イ) 欄 前年中に取得した資産の「取得価額の合計額」を、資産の種類別に記入してください。
(この額は、前年度の申告書の(ニ)欄の額と同じです。)
- (ロ) 欄 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。
- (ハ) 欄 前年中に増加した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。
- (ニ) 欄 (イ) (ロ) (ハ) 欄によって算出した取得価額の、合計額を記入してください。
- ⑦ いずれかに○印をつけてください。（分からぬ方は空欄にしておいてください。）
- ⑧ 市内における事業所等資産の所在地を記入してください。住所欄と同一の場合、記入は不要です。
- ⑨ リース資産がある場合は、○印を付け、「貸主の名称等」を記入してください。
- ⑩ 備考欄には、次のような事項を記入してください。
 - ・資産を所有していない場合、「該当資産なし」
 - ・廃業、休業、移転など市内に資産が存在しなくなった場合、その旨と年月日
 - ・住所や氏名（名称）に変更があった場合や合併を行った場合、その経緯
なお、法人の所在地変更の場合、「登記上の本店所在地の変更」か「支店や事務窓口の
変更」かを明記。
 - ・前年中に資産の増減がない場合は、「増減なし」
 - ・その他、申告について必要な事項

6. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

※ 所有者コード		※		年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)						所 有 者 名		枚のうち 枚目			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※ 課税標準の特例 率 コード	※ 課税標準額	増加事由	摘要				
1	1	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N		
2	1		舗装路面	1	H26.1	500,000	10			○ 2 3・4				申告され る	1・2 3・①		
3	2		遮音塀(鉄筋コンクリート)	1	H25.4	1,000,000	30			○ 2 3・4				大阪支店 から異動	1・2 ① 4		
4	2		真空土練機	1	H23.10	1,000,000	12			○ 2 3・4					1・2 3・4		
5	2		真空土練機	1	H26.5	1,000,000	12			○ 2 3・4					1・② 3・4		
6	5		ポンプ機	1	H26.6	1,000,000	5			○ 2 3・4					1・2 3・4		
7	6		フォークリフト	1	H26.10	3,000,000	4			○ 2 3・4					1・2 3・4		
8	2		エアコン	1	H26.12	265,740	6			○ 2 3・4					1・2 3・4		
9			ミニショベル	1	359,7	1,000,000	5			○ 2 3・4					1・2 3・4		
10										○ 2 3・4					1・2 3・4		
11										○ 2 3・4					1・2 3・4		
12										○ 2 3・4					1・2 3・4		
13										○ 2 3・4					1・2 3・4		
14										○ 2 3・4					1・2 3・4		
15										○ 2 3・4					1・2 3・4		
16										○ 2 3・4					1・2 3・4		
17										○ 2 3・4					1・2 3・4		
18										○ 2 3・4					1・2 3・4		
小計																	
注意 「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いずれかに○印を付けてください。																	

記 入 の 仕 方

A 資産の種類を次の数字で記入してください。

- | | |
|------------|---------------|
| 1 : 構築物 | 4 : 航空機 |
| 2 : 機械及び装置 | 5 : 車両及び運搬具 |
| 3 : 船舶 | 6 : 工具、器具及び備品 |

B 資産の名称を記入してください。

C 資産の数量を記入してください。

D 資産の取得年月を記入してください。(1月1日取得の場合は摘要欄にその旨を記入してください。)

E 資産を取得するために要した金額を記入してください。

F 法定耐用年数に基づいて耐用年数を記入してください。

G 資産が増加した理由について、該当する番号に○印を付けてください。

- (1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受け入れ 4. その他)

H 次のような事項を記入してください。

- 課税標準の特例がある資産についてはその適用条項
- 短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
- その他、価額の決定にあたって必要な事項

減少した資産については、該当する資産が印字された行を二重線で消すか、

「種類別明細書(減少資産用)」(次ページにて説明)に、該当する資産の情報を記入してください。

7. 種類別明細書(減少資産用)の記入方法

年度		種類別明細書(減少資産用)									第二十六号様式別表二	
※ 所有者コード		所有者名								枚のうち 枚目		
①	□	△	○	㊂	㊃	㊄	㊅	㊆	㊇	㊈	㊉	㊊
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等			数 量	取得年月 年 月	取 得 価 額 円	耐 用 年 数	申告年 度	減少の事由及び区分	摘要
01	1	記入する必要ありません	外構工事	1	S. 60.10	500,000	15	1・2・3・4	①・2	1・2	1・2	1・2
02	2		ミニショベル	1	S. 59.7	1,000,000	5	1・2	①・2	1・2	1・2	1・2
03	2		ユンボ(中古)	1	H. 13.4	500,000	5	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2
04	6		コピー機	1	H. 9.2	100,200	5	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2
05								1・2・3・4	1・2			
06								1・2・3・4	1・2			
07								1・2・3・4	1・2			
08								1・2・3・4	1・2			
09								1・2・3・4	1・2			
10								1・2・3・4	1・2			
11								1・2・3・4	1・2			
12								1・2・3・4	1・2			
13								1・2・3・4	1・2			
14								1・2・3・4	1・2			
15								1・2・3・4	1・2			
16								1・2・3・4	1・2			
17								1・2・3・4	1・2			
18								1・2・3・4	1・2			
19								1・2・3・4	1・2			
20								1・2・3・4	1・2			
小計												

記入の仕方

イ 減少した資産の種類について、数字で記入してください。

1 : 構築物

4 : 航空機

2 : 機械及び装置

5 : 車両及び運搬具

3 : 船舶

6 : 工具、器具及び備品

ロ 減少した資産の名称を記入してください。

ハ 減少した資産の数量を記入してください。

ニ 減少した資産を取得した年月を記入してください。

ホ 減少した資産の取得価額を記入してください。

ヘ 減少した資産の耐用年数を記入してください。

ト 該当する減少区分に○印を付けてください。

チ 次のような事項を記入してください。

- ・課税標準の特例がある資産についてはその適用条項
- ・一部減少の場合は、その減少した数量・取得価額
- ・その他、当該資産が減少したことについて必要な事項

減少した資産については、「種類別明細書(減少資産用)」に記入するか、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の該当する資産が印字された行を二重線で消してください。